

欧州特許庁、植物の特許性に関する審決を公表

2019年2月14日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）は、2019年2月5日付ニュースリリースにて、植物の特許性に関する事件（T1063/18）において技術審判部により審決が出された旨、公表した。

本事件は、植物（pepper plants）に関連する欧州特許出願につき、クレームの主題が専ら本質的に生物学的な方法によって得られる植物であるとの理由で欧州特許条約（EPC）第53条(b)及びEPC規則28(2)に基づき拒絶する旨のEPO審査部の決定に対し、これを不服として審判請求がなされたものである。

本審決では、結論としてEPO審査部の決定が破棄されて審査部に差し戻されることとなり、その理由として、特に、2017年6月29日の欧州特許機構管理理事会の決定において新たに追加されたEPC規則28(2)は、審決G2/12及びG2/13において拡大審判部により解釈されたとおりのEPC第53条(b)と抵触し、また、審決G2/12及びG2/13における拡大審判部によるEPC第53条(b)の解釈から逸脱する理由もないことから、EPC第164条(2)を考慮すれば、条約の規定であるEPC第53条(b)がEPC規則28(2)に優先すると結論付けられなければならないという点が、示されている。

また、本事件に関連した経緯は、以下のとおりである。

<バイオ指令（生物工学発明の法的保護に関する1998年7月6日の欧州議会及び理事会指令98/44/EC）>

バイオ指令第4条では、植物又は動物の生産方法として、交配や選別といった「本質的に生物学的な方法（"essentially biological processes"）」それ自体は特許性を認めないとする旨規定されている。一方、「本質的に生物学的な方法」によって生産された植物又は動物という「物（"products"）」それ自体の特許性については明示的に規定されておらず、この点について法的不安定性が指摘されていた。

<審決G2/12及びG2/13（2015年3月25日付の拡大審判部審決）について>

EPC第53条(b)において植物の生産の本質的に生物学的な方法が特許の対象から除外されているからといって、植物又は植物材料に向けられた物のクレームの特許性についてまで否定的な効果を有するものではない旨、判断していた。

<バイオ指令の解釈に関する通知（2016年11月8日付）について>

本通知においては、「欧州委員会は、本指令を採択したときのEUの立法者の意図は本質的

に生物学的な方法によって得られる物（植物／動物、及び、植物／動物の部分）を特許の対象から除外することであった、と解釈する。」と結論付けていた。

<EPC規則の改正案について>

書面CA/56/17（2017年6月6日付）において、EPOの長官は、欧州特許機構管理理事会に対し、当該通知におけるバイオ指令の解釈に従って、本質的に生物学的な方法によって生産される植物及び動物が特許の対象から除外されるという趣旨で、EPC規則を改正する提案（EPC規則28(2)を追加する提案等）を行った。

<EPC規則28(2)について>

2017年6月29日の欧州特許機構管理理事会の決定（CA/D 6/17）により、EPC規則28に新たにEPC規則28(2)が追加された。

EPC規則28 特許性の例外

- (1) （略）
- (2) 第53条(b)に基づき、欧州特許は、専ら本質的に生物学的な方法によって得られる植物又は動物には付与されない。(2) Under Article 53(b), European patents shall not be granted in respect of plants or animals exclusively obtained by means of an essentially biological process.)

【参考】

EPC第53条 特許性の例外

欧州特許は、次のものについては、付与されない。

- (a) （略）
- (b) 植物及び動物の品種又は植物又は動物の生産の本質的に生物学的な方法。ただし、この規定は、微生物学的方法又は微生物学的方法による生産物については、適用しない。
- (c) （略）

EPC第164条 施行規則及び議定書

- (1) （略）
- (2) 本条約の規定と施行規則の規定とが抵触する場合は、本条約の規定が優先する。

－ 欧州特許庁のニュースリリースは、以下参照 －

[Board of Appeal decision on plant patentability published](#)

－ 本質的に生物学的な方法によって得られる植物又は動物に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

[欧州特許庁、植物及び動物関連特許の実務を明確化（2017年6月29日）\(PDF\)](#)

[欧州特許庁、バイオ技術関連案件の手続を停止 \(2016年12月13日\) \(PDF\)](#)

[欧州委員会、欧州連合 \(EU\) バイオ指令の解釈に関する通知を公表 \(2016年11月10日\) \(PDF\)](#)

[欧州特許庁拡大審判部、ブロッコリ事件及びトマト事件について審決 \(2015年4月1日\) \(PDF\)](#)

(以上)